

特定非営利活動法人ももの会 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人ももの会（以下、「本法人」という）の定款第17条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償について基本事項を定める。

(報酬)

第2条 本法人の役員には定款第17条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 本法人の役員報酬の支給対象は理事長とし、その任期中、月額3万円を上限に支払うことができる。

3 本規程に定めることのほか、役員報酬の支給に関しては就業規則（12項）を準用する。

(費用弁償)

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規定は平成28年5月25日から施行する。

特定非営利活動法人 ももの会

(高齢者在宅サービスセンター 桃三ふれあいの家)

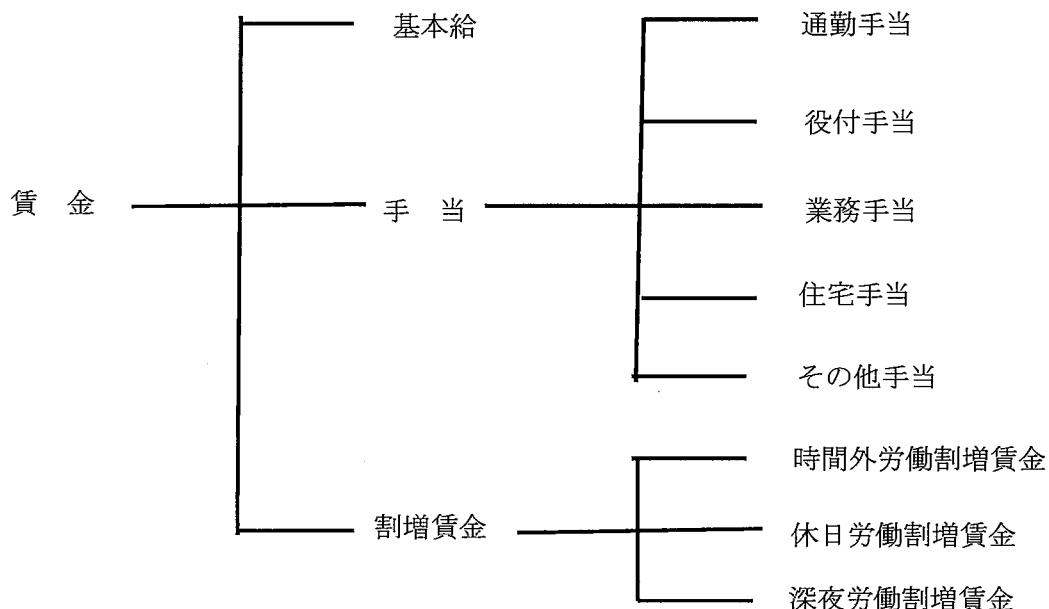
給与規定

(目的)

第1条 この規定は、常勤職員及び非常勤職員（以下「職員」という）の給与に関する基準及び手続を定めることを目的とする。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次の通りとする。



(基本給)

第3条 基本給は、本人の職務遂行資格、職務経験などを勘案し、決定する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、月額 10000 円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(役付手当)

第5条 役付手当は、管理監督職の地位にある職員、または、これに準ずる業務に従事する職員に対して支給する。

(業務手当)

第6条 業務手当は、業務の内容を勘案して支給する。

(住宅手当)

第7条 住宅手当は、職員の生活状況を勘案して支給する。

(その他手当)

第8条 前各条に定める諸手当以外に法人が必要と認めたものについては、目的、対象者、支給額、支給期間などを定める。

(割増賃金)

第9条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

(1) 時間外労働の割増賃金（所定労働時間を超えた場合）

$$1\text{時間あたり賃金} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(2) 休日労働の割増賃金（所定休日に労働させた場合）

$$1\text{時間あたり賃金} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

(3) 深夜労働の割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$$1\text{時間あたり賃金} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

(賃金の計算期間及び支払日)

第11条 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月 15 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の中途中で採用された職員又は退職した職員については、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第12条 賃金は、職員に対して、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、職員が同意した場合は、ゆうちょ銀行への振り込みにより賃金を支払う。

3 次にあげるものは、賃金から控除する。

① 源泉所得税

② 住民税

③ 健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(給与の改定)

第13条 給与の改定は、原則として毎年 1 回行う。業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は昇給は行わないことがある。

2 特別、または臨時に必要があると認めた場合は特別昇給または減給を行う。

(賞与)

第14条 賞与は毎年年度末に在籍している職員に対し、事業の業績と各人の職務などを遂行能力を勘案し支給する。ただし、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は行わないことがある。

附則

この規定は、2018 年 4 月 1 日より実施する。

特定非営利活動法人ももの会 高齢者在宅サービスセンター

＜就業規則＞

- この就業規則は、特定非営利活動法人ももの会が会の目的を達成するために、職員の採用及び就業条件を定めたものです。

職員は互いにこの規則を尊重して助け合い、働きやすい職場を目指しましょう。

2. NPO 法人ももの会の設立目的

この法人は、杉並区に居住する高齢者及びおよびその家族に対して「杉並区による委託事業である老人デイサービスセンター運営」および「住民で支えあう福祉ネットワーク作り」に関する事業を行い、みんなが暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

3. 会の理念と運営方針

理念 「人間としての尊厳を守り、生きる喜びのあるデイサービス」

運営方針 ・ボランティア精神を基盤とし、利用者本位の運営をします。

・ひとりひとりのニーズにあったケアを実施します。

・小学校に開設させたことを重視し、地域に開かれた施設を目指します。

4. 採用

1) 本会の理念と運営方針を理解し、適性と健康状態を有すると判断した応募者につき、理事長がこれを行う。

2) 非常勤職員の採用期間は、4月1日から起算して1年間とする。但し、4月以降に採用された者の期間は、最初の3月31日までとする。特別な事情がない限り期間更新を妨げない。

5. 退職

1) 採用期間が満了したとき。

2) 本人の都合により申し出たとき。 特別な事情がある場合を除き、退職日の2ヶ月前までに退職届を理事長に提出する。

3) 定年は、満70歳とし、満70歳に達した月の末日をもって自然退職とする。

4) 雇用期間の延長 定年退職後の再雇用を希望する者は、意欲、能力、健康状態を勘案し、6ヶ月を区切りとし、雇用契約を結ぶ。労働条件については、個別に決定する。

6. 免職

1) 事業の継続が不可能になり、会が解散するとき。

2) 心身の障害により業務に耐えられないと認められるとき。

上記いずれかに該当する場合は、理事長が免職することができる。

3) 会の理念と運営方針に照らし、重大な背信行為があると認められるとき。

7. 勤務様

1) 常勤職員は、1日8時間、週5日勤務とする。

2) 非常勤職員は、業務内容及び各人の条件を勘案して採用時に定める。但し、常勤職員の勤務時間を超えないものとする。

8. 勤務時間

- 1) 始業時刻午前8時20分から終業時刻午後5時20分の間。
- 2) 休憩時間は、勤務時間8時間につき60分、6時間未満は30分とし、時刻は業務に支障がないように施設長が定める。

9. 休日

日曜日。国民の休日。年末年始12月29日から1月3日。その他法人が定める日。

10. 休暇

- 1) 年次休暇 常勤職員の年次休暇は別表1、非常勤職員は常勤職員の勤務時間週40時間との比率で別表1の乗数（小数点以下切り捨て）とする。
取得の単位は、常勤職員は半日から、非常勤職員は1時間からとする。
- 2) 慶弔休暇 本人の請求により別表2の範囲内で特別有給休暇を取得することができる。

11. 出退勤、欠勤、遅刻・早退

- 1) 職員は、出勤、退勤時に出勤簿に署名又は押印する。
- 2) 休暇取得及び欠勤する場合は、予め施設長に届け出を行う。
- 3) 遅刻・早退をする場合は、予め施設長に届け出を行う。

12. 給与

別に定める「給与規定」に則り、支払われる。

13. 研修

会は、業務に関する知識、技能の向上及び職員の相互理解と連携のための教育、研修を行い、職員はこれに積極的に参加する。

14. 健康診断

毎年1回、指定の医療機関において健康診断を実施する。但し、前後6カ月以内に区民健診等で受診した場合はその診断書を提出することで換えることができる

15. 社会保険など

- 1) 常勤職員は法令で決められた社会保険、労働保険に加入する。
- 2) 非常勤職員は本人の意志で社会保険、労働保険に加入する。
- 3) 会は、全職員について法令で決められた労働者災害補償保険に加入する。

16. 業務上の心得

- 1) 人権の尊重 利用者及び家族の意志を尊重する。

- 2) 個人の情報 利用者及び家族に関する個人情報を守秘する。
- 3) 安全と衛生 利用者及び職員の安全と衛生に関する注意を怠らない。

別表1 年次有給休暇基準

勤続年数	日数
0年6カ月以上1年6カ月未満	10日
以下1年加わるごとに1日を加算、3年6カ月以降は2日ずつを加算し、 20日を限度とする	

別表2 慶弔休暇

本人の結婚	5日
親族の死亡 配偶者、子、父母	5日
兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母	3日

但し、休日と重なる場合は、その日数を含める

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ももの会	事業年度	2019年4月1日 ～2020年3月31日
-----	----------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項【①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項】

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	9 6,0 0 0 円
受取寄付金	1,8 0 3,1 0 0 円
受取地方公共団体助成金	1 7 3,0 0 0 円
介護保険法に基づく居宅サービス事業	7 4,1 3 1,3 6 2 円
高齢者の交流就労及び社会貢献の推進事業	4,1 4 5,4 0 0 円
障がい者と地域住民の交流事業	6 6,2 0 0 円
受付利息	3 8 0 円
雑収益	3 4 3,2 0 9 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	8 0,7 5 8,6 5 1 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当無し	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当無し

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
かがやき亭に於けるプログラム（囲碁、絵手紙、ダーツ、歌、手芸、書道等）の提供	500円	1回の参加費（お茶付き） 別紙①「プログラム」添付
かがやき亭に於けるプログラム（麻雀）の提供	1500円	1日の参加費 (半日は1000円)
桃三ふれあいの家に於ける食事の提供	650円	1食。別紙②「献立表」添付
桃三ふれあいの家に於ける配食の提供	600円	1個（デイサービス利用者限定）
桃三ふれあいの家に於けるプログラム（書道、絵、俳句、謡曲、音楽リハビリ等）の提供	100円	1回の参加費 別紙③「プログラム」添付
桃三ふれあいの家に於けるマッサージの提供	500円	1回
桃三ふれあいの家に於ける行事食の提供	1000円	1食。敬老会、望年会
桃三ふれあいの家に於けるお茶・お茶菓子の提供	260円	
桃三ふれあいの家に於ける行事プログラムの提供	200円	敬老会、望年会、新年会参加費

3月

かがやき亭 プログラム

別紙①

日 1																									
月 2		火 3		水 4		木 5		金 6		土 7															
	囲碁 2時～5時			絵手紙 2時～4時		トモ体操教室 10時～11時半				手芸の時間 2時～4時		フラダンス 10時～11時													
8 楽しく歌おう会 10時～12時	9		10		11	ダーツで元気 10時～11時半	12		13		14 休														
憲法で お茶しましょう 2時～4時		囲碁 2時～5時		絵手紙 2時～4時		うたごえ喫茶 3時～6時		歌の時間 2時～4時		手芸の時間 2時～4時															
15	16	17		18	ダーツで元気 10時～11時半	19	トモ体操教室 10時～11時半	20		春分の日	21	雀の会 10時～4時													
	囲碁 2時～5時		絵手紙 2時～4時		書道 1時半～3時半		歌の時間 2時～4時																		
22 休	23	24		25	ダーツで元気 10時～11時半	26		27		手芸の時間 2時～4時	28														
	囲碁 2時～5時		絵手紙 2時～4時		雑学和の会 1時半～3時		歌の時間 2時～4時																		
29	30	31																							
雀の会 10時～4時		囲碁 2時～5時																							

佐藤家の食卓

昼ごはん
11時半～2時夕ごはん
6時～10時半

水曜定休日

寺子屋食堂
4時～9時

令和2年

3月 屋食献立表

桃三ふれあいの家

月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7
・魚の照り焼き ・酢の物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・ちらし寿司 ・和え物 ・すまし汁 ・小鉢 ・デザート	・おでん ・和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・ぶり大根 ・青菜の和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・親子煮 ・和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・酢豚 ・サラダ ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート
9	10	11	12	13	14
・信田巻 ・和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・もちもちシュウマイ ・煮物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・ロールキャベツ ・和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・オムライス ・サラダ ・スープ ・小鉢 ・デザート	・揚げ魚香味ソース ・煮物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・魚のムニエル ・和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート
16	17	18	19	20	21
・揚げ出し豆腐 ・キャベツの和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・メンチカツ ・サラダ ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・魚のかぶら蒸し ・青菜の和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・すき焼煮 ・ポテトサラダ ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・ハンバーグ ・ひじきの煮物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・ハンバーグ ・ひじきの煮物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート
23	24	25	26	27	28
・蓮根の肉団子 ・サラダ ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・魚のソテー ・和え物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・ハヤシライス ・サラダ ・スープ ・デザート	・蒸し鶏 ・煮物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・松風焼き ・煮物 ・ご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート	・千草焼き ・サラダ ・炊き込みご飯 ・みそ汁 ・小鉢 ・デザート
30	31	<p>参考</p> <p>*一食分の栄養基準量は 熱量:530kcal、蛋白質:22g 共に10%・塩分は3.6g以下の範囲で 作成しています。</p> <p>*ご飯一杯 140g:235kcal (10g: 約17kcal)</p> <p>*味噌汁一杯の塩分:約1.2g (清汁一杯の塩分:約0.9g)</p>			

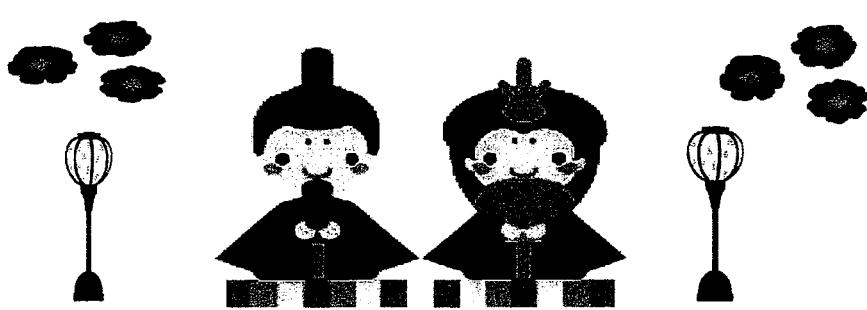


令和2年

3月 プログラム 予定表

桃三ふれあいの家

月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7
らくちん体操	絵手紙 健康麻雀	らくちん体操	絵手紙 健康麻雀	らくちん体操	らくちん体操 マッサージ
書道 カレンダー作り 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	お宮のおまもり コンサート♪ マッサージ ゲームいろいろ	絵手紙 手芸クラブ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	ケイジさんの ギターと一緒に 将棋 マッサージ 筋力アップ体操	音楽リハビリ 「歌って元気に」 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	ゲームいろいろ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ
9	10	11	12	13	14
みんなで歌おう	らくちん体操	歌の会	さわやか体操	書道 カレンダー作り 健康麻雀	音楽リハビリ 「ドレミでときめき」 マッサージ
ゲームいろいろ 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操	諏訪さんと 歌おう♪ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	ゲームいろいろ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	書道 カレンダー作り 将棋 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	絵手紙 俳句 マッサージ 筋力アップ体操	民謡お楽しみ会 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操
16	17	18	19	20	21
らくちん体操	らくちん体操	らくちん体操	朗読会 「カナリアの会」	お祝い会	らくちん体操 マッサージ
花をたずねて✿ 弥生寄席 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	対面朗読 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	お話会 謡曲 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	花をたずねて✿ 将棋 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操	誕生日会	ハーモニカ ミニコンサート 俳句 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ
23	24	25	26	27	28
花をたずねて✿	花をたずねて✿	花をたずねて✿ 健康麻雀	らくちん体操	らくちん体操	書道 カレンダー作り マッサージ
対面朗読 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操	書道 カレンダー作り 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操	書道 俳句 カレンダー作り マッサージ 筋力アップ体操	千賀子さんの 音楽リハビリ♪ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	絵で遊ぼう 花をたずねて✿ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ	花をたずねて✿ 俳句 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操
30	31				
音楽リハビリ♪ 「音楽で遊ぼう」	みんなで歌おう				
おでかけ喫茶 健康麻雀 マッサージ 筋力アップ体操	ゲームいろいろ 健康麻雀 マッサージ ゲームいろいろ				



3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		56,262,595 円	介護保険事業
		8,399,324 円	介護予防・日常生活支援総合事業
		1,680,000 円	「西荻・まちふれあい かがやき亭」食事部門業務提携
		785,744 円	デイサービス利用料
		506,939 円	デイサービス利用料

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,219,899 円	法定福利費（年金）
		5,388,800 円	役員報酬
		1,820,637 円	送迎車リース代（3台）
		1,700,228 円	保険料（自動車、傷害、火災、業務災害補償、賠償責任等）
		1,200,000 円	「西荻・まちふれあい かがやき亭」賃借料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
37人	43,385,871円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ももの会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 □ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと	✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		割合 (④÷①)	
					①	②	③	④
④	2019年4月1日 ～2020年3月 31日	8人	0人	0%		0人	0%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		人	%	
⑧	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		人	%	
⑨	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		人	%	
申請時		人	人	%		人	%	

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

□

各社員の表決権が平等である	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表(次葉)

八

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」と「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「⑥」から「⑦」については、イに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓕ」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「⑧」から「⑨」については、イに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓕ」)を示したものです。	

記載要領の補足

- 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ももの会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	8人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	統柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
大井妙子		理事		0					2000.1.21 就任
大久保時中		理事		0					2011.6.30 就任
岡本波津子		理事		0					2012.6.30 就任
市川眞子		理事		0					2012.6.30 就任
宮浩子		理事		0					2012.6.30 就任
梅谷則子		理事		0					2016.5.25 就任
鎌田肇		理事		0					2018.5.30 就任
織田宏子		監事		0					2012.6.30 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ももの会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	弥生会計データ使用 装丁帳簿	毎日	7年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	弥生給与使用 ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ももの会							チェック欄																																								
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								✓																																								
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること																																																
イ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無																										
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
ロ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無																								
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 ももの会	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 <input type="checkbox"/> 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 <input type="checkbox"/> 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 <input type="checkbox"/> 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 <input type="checkbox"/> 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		✓
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 • 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 • 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 ももの会
-----	----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ももの会	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ